

公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団女性活躍推進計画（一般事業主行動計画）

（令和4年4月1日施行）

第1 総則

1 計画の趣旨

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、女性職員が働きやすく、働きがいをもってますます活躍できるような環境づくりに向けて、採用から登用に至るあらゆる段階において実施する取組の内容やその実施により達成しようとする目標等を定めるものです。

2 計画期間

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、令和8年（2026年）3月31日までの時限法であり、この計画は、令和4年（2022年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの4年間を計画期間として策定するものです。

3 対象職員

この計画は、公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団（以下、「事業団」という。）に所属する常勤職員を対象とするものです。ただし、嘱託職員及び臨時職員については、人事管理の違いや適用されない制度もあるため、適用される範囲内で活躍支援を行います。

4 計画の推進

この計画は、事業団事務局を中心として、その推進に努めるものとします。また、計画の実施状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、内容の見直しを行うものとします。

第2 具体的取組

1 女性職員の採用拡大

事業団の業務に期待される能力を有する多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、採用試験の女性受験者の拡大に向けて、ホームページにおいて、女性職員の活躍事例等を掲載するなど、女性が事業団で働くことについての魅力を積極的にPRします。

- 女性職員の活躍に係る情報の公開（管理監督職比率、採用比率、育休取得率等）
- 女性職員の活躍事例や育児支援制度等の掲載

【目標】

項目	現 状	目 標
採用した職員に占める女性職員の割合	50% 〔平成29年度から 令和3年度の合計〕	50%以上 (毎年度)

2 女性職員の能力開発

女性職員が管理監督職に必要な知識や能力を修得できるよう、引き続き、役職や担当業務リーダーなどへの配置を進めます。

また、女性職員が仕事と家庭生活の両立を図り、昇任意欲を高めるよう、先輩女性職員との交流の場づくりや、育児休業復帰後のキャリア形成を支援するための研修の実施に取り組みます。

- 女性職員の役職や担当業務リーダーへの配置
- ロールモデルとなる女性職員との交流の場づくり
- 育児休業復帰後の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施

【目標】

項目	現 状	目 標
管理監督職員（副主任介護員以上）に占める女性の割合	41.2% (令和3年12月1日)	50%以上 (令和8年4月1日)

附 則

（施行期日）

この計画は、令和4年4月1日から施行する。